

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

使命 私たちは、子どもを守ります。

遵守 私たちは、法令を遵守します。

公正 私たちは、不祥事を許しません。

公開 私たちは、地域に開かれた学校にします。

不祥事根絶のための行動計画

廿日市市立宮内小学校

作成責任者 校長 吉本博行

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○不祥事根絶に向けての服務研修は計画的に実施しているが、服務研修内容や方法がマンネリ化しがちである。 (体罰、セクハラ、飲酒運転などの内容が多い。)	○服務研修の内容や方法を見直すとともに、教職員の資質能力の向上に向けた研修も取り入れていく。	○服務研修会をいろいろな教職員が講師として担当し、多様な服務研修内容を取り扱い、方法も工夫する。 ・生徒指導力の向上（児童・保護者対応） ・相談対応技能のスキルアップ ・メンタルヘルス研修 ・グループ協議、ロールプレイング、視聴覚機器の活用など	○毎月の不祥事防止委員会において、研修計画の進捗状況の確認と点検を行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○心の相談室（「いじめ、体罰、セク・ハラ相談窓口」を設置し、早期発見・対応、未然防止のための体制は整っているが、教職員の普段の気付きや思いを共有できる場が少ない。	○不祥事防止委員会を中心に、定期的・積極的な情報交換に努める。 ○支持的・協働的に動ける職員室文化を作る。	○「ホウレンソウ」（報告・連絡・相談）を細やかにとる。（校務支援システムの活用、指導記録等） ○全員参加型の校内研修の実施（何でも言える・聞ける・高まつた自分を実感できる） ○前向きな失敗を評価し、後ろ向き言動を少なくしようとするとする。	○毎月の不祥事防止委員会において、研修計画の進捗状況の確認と点検を行う。
相談体制の充実	○実際に、児童が体罰やセクハラを受けた時、学校の行うアンケートや相談室で自分の思いを吐露できるのかを常に考えることが必要。	○児童・保護者との信頼関係を築く。 ○相談窓口の周知を継続して行う。	○把握した実態内容の共有を図り、素早く一人一人の児童・保護者に寄り添った指導を行う。 ○心の相談室だけでなく、市教育委員会や県教育委員会の相談窓口、民間の相談室の周知を継続して行う。	○学期に1回ずつ、相談体制の意識調査を行う。